

第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 1 月 1 7 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上 9 名

欠席委員 7 森 哲也

出席部会員外委員

議長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹
白山：境担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 18 西森 偉統・22 中野 たつ子

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について（使用貸借）
報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第 4 号 非農地証明願いについて
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	それでは、第1回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席は森委員。出席委員数は9名でございます。 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 18番 西森 偉統委員、22番 中野 たつ子委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。 報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の1ページから6ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から27で、合計件数は27件、合計面積は92,664㎡で、その内訳は田が92,526㎡、その他が原野で138㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 7ページから10ページをお願いします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。 番号1から12で、合計件数は12件、合計面積は35,523㎡で、その内訳は田が27,487㎡、畑が8,036㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 11ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）でございます。 番号1 一般個人住宅用地、でございます。 以上、件数は1件、面積は畑で366㎡でございます。 12ページをお願いいたします。 報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。 番号1、権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成10年1月1日でございます。 この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有として維持管理しており、取得時効が成立しています。 以上、件数は1件、合計面積は畑で86㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。

次に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページから14ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 227, 902㎡、渡人 _____、面積 9, 934㎡、申請地 木造町下草_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1, 938㎡。

これにつきましては、受人は、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積 227, 450㎡、渡人 _____、面積 2, 640㎡、申請地 木造町二ノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 836㎡ 外2筆、合計面積 2, 640㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 波瀬、受人 _____、面積 5, 512㎡、渡人 _____、面積 1, 953㎡、申請地 一志町波瀬中村_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 76㎡ 外4筆、合計面積 1, 953㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 川合、受人 _____、面積 5, 930. 10㎡、渡人 _____、面積 2, 809. 91㎡、申請地 一志町片野中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 793㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 川合 外、受人 _____、面積 15, 931㎡、渡人 _____、面積 2, 809. 91㎡、申請地 須ヶ瀬町福森_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 131㎡ 外1筆、合計面積 1, 160㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 川口、受人 _____、面積 136, 166. 95㎡、渡人 _____、面積 1, 848㎡、申請地 白山町川口大角_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 654㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 竹原、受人 _____、面積 3,093㎡、渡人 _____、面積 5,904.91㎡、申請地 美杉町竹原東垣内_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 459㎡ 外1筆、合計面積 896㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、この地区の下限面積については、3,000㎡となっております。

以上、合計件数は7件、合計面積は10,034㎡で、その内訳は、田が6,634㎡、畑が3,400㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

1番2番お願いします。

田口委員 6番 田口です。10日の日に現地確認いたしました。森委員、諸戸委員、中野委員と事務局、地元推進委員と行って参りました。1番は事務局説明通りでございます。場所は_____の所でございます。2番については、_____のところ。別に何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 3番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。10日の日に、前田委員、地元推進委員、事務局とで立ち会いして参りました。畑で_____を作ると言っておりました。耕作面積は借地によるものなんですね。要件は整っておりますし、何も問題は無いと思います。

議 長 4番、5番お願いします。

前田委員 24番 前田です。4番は片野でして、高齢化で百姓をできないということで、周囲も畑。5番は隣の田んぼが受け人の_____で現在もキャベツが植わっております。現況について何ら問題ありません。

議 長 6番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。10日に西森委員、地元推進委員と白山総合支所担当者

と確認して参りました。場所は_____の所です。家から離れていて畑を管理するのが難しいと言うことで、受人は自宅近くですので、何ら問題ないと思います。

議 長 7 番お願いします。

結城委員 18 番 結城です。10 日に地元推進委員と事務局で現地を確認して参りました。小作に出していたのですが、高齢化のために耕作ができないということで、受人は、放棄地になっては困るという近所の人で、譲り受けて耕作を続けたいということです。

守山委員 質問。5 番の件ですが、受人は自然薯とかはしてるけど、耕作を 5, 6 年前からやめたと思ったが。

前田委員 キャベツとか、やってますよ。

宮本委員 農業としてやっている。キャベツとかやっている。

守山委員 そうですか。やっていれば良い。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 15 ページから 17 ページをお願いいたします。
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号 1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町風早_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 66 m² 外 3 筆、合計面積 228 m²。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地の隣地には、自身が所有する_____入居するに併せて、8台分の来客用駐車場を整備するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町八丁山_____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 220㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

受人は、申請地の北側に住んでおり、自営する_____の資材置場として利用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町八丁山_____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 386㎡ 外1筆、合計面積 433㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地、道路用地とするものです。

申請地は、市街化調整区域ですが、市街化調整区域において自己用住宅を建築できる基準の一つとして、三重県開発審査会の提案基準14にて、市街化調整区域における指定既存集落において建築することがやむを得ないと認められる「世帯の独立のための住宅」の取り扱いが示されており、建築に関連して、都市計画法第43条の建築許可と同時の転用許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 牧町西馬場山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 614㎡ 外1筆、合計面積 2,309㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、741.39㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町涼野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 519㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、338.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の65.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲里_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 31㎡ 外2筆、合計面積 313㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 久居一色町羽場 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 644㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、314.68㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 波瀬、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町波瀬小路垣内 _____、台帳地目・現況地目
とも田、面積 670㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、220.05㎡、パネルの設置率は、不整形地であることから、転用面積の32.8%になりますが、計画全体として太陽光発電施設用地として供することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山鳥居ノ本 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 80㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

受人は、電気工事業を営んでおり、申請地は自宅から300メートルに位置し、利便がよいことから、事業用資機材の保管用地として利用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川合、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町小山松葉小辺 _____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積 152㎡ 外3筆、合計面積 865㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地、資材置場用地とするものです。

受人は、_____を営んでおり、_____の工事が多いため、_____に近い申請地を、事業用車両の駐車場および資材置場として利用するものです。

事業用車両として、2t車2台、4t車2台、10t台車1台、ユンボ2台、グレーダー1台の配置を計画しています。資材として、砂利・砂を置く計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11から番号14につきましては関連しておりますので、まとめて説明させていただきます。

番号 1 1、地区 高岡、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町高野谷戸 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 5 9 8 m²。

番号 1 2、地区 高岡、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町高野高岡 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 3 2 3 m²。

番号 1 3、地区 高岡、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町高野ハセ分 _____、台帳地目・現況地目と
も畑、面積 7 6 4 m²。

番号 1 4、地区 高岡、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町高野高岡 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 4 5 5 m²。

これらにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貯木
場用地、作業場用地とするものです。

受人は、申請地の隣地の山林 _____ を所有しており、伐採した材木を保管
するための貯木場および伐採に関連する作業場用地とするものです。

申請地については、碎石を 1 0 c m 敷き、貯木場として丸太を保管し、作業
場用地として、丸太の搬入・搬出や、伐採準備作業に利用する計画です。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 1 5、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町
川口小野前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 1 5 9 m² 外 1
筆、合計面積 1, 3 1 1 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、5 4 1. 0 8 m²、パネルの設置率は、転用面積の 4 1.
3 % になります。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 1 6、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町
川口中ノ谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 6 4 1 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場
用地とするものです。

申請地は、受人が代表を務める法人、 _____ の事業所から 1 0 m に位置し
利便がよく、周辺には倉庫用地を確保しています。会社の敷地内に従業員駐車
場を 1 0 台確保していますが、出勤時は下請企業の車両も 1 0 台以上利用され
るため、慢性的に駐車場が不足し、来客用駐車スペースの確保ができない状態
です。また現在、分散して借りている 2 0 台分の従業員用駐車場への進入用道
路は山間部で道幅が狭く、対向する場所がなく、接触事故の危険があるため、
今回の申請地に駐車場をまとめる計画です。従業員の増加もあり、事業拡大の
計画もあるため、従業員車両、下請け企業の車両、事業用車両の普通車 2 6 台

およびアジテーター車などの大型車両2台の駐車場を確保するものです。
なお、既に一部碎石置場にしてしまった旨の始末書の提出があります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町
川口中ノ谷 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 123㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を倉庫用地とするものです。

昭和59年6月ごろ整地をし、以降現在の用途で利用をしている旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町
川口中ノ谷 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 894㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

アジテーター車5台を主として、ほか業務用車両6台程を配置、利用するものです。

昭和56年1月ごろ整地をし、以降現在の用途で利用している始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町
竹原大垣内 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 208㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林するものです。

渡人が相続する以前、昭和60年4月ごろより植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 八手俣、受人 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、
申請地 美杉町八手俣梅ヶ広 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 580㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、287.62㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 下多気、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 268㎡ 外5筆、合計面積 1,448㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、538.36㎡、パネルの設置率は、段のある不整形地

のため、配置計画に制約があり、転用面積の37.2%になりますが、計画全体として、太陽光発電施設用地として供することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は21件、合計面積は14,626㎡、このうち田が7,530㎡、畑が4,748㎡、その他が山林で2,348㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番から4番までお願いします。

田口委員 6番 田口です。10日に現地を確認して参りました。諸戸委員、森委員、地元推進委員と見て参りました。1番の場所は_____ですね。駐車場用地です。

2番、3番は、_____ぐらいの所。

4番は地元推進委員と見て参りました。_____ぐらいの所にある団地の直ぐ西です。

あとは事務局の説明通りでございます。よろしくお願いします。

議 長 5、6、7番とお願いします。

事務局 事務局久居担当 藤巻です。森委員に代わって報告します。1月10日に諸戸委員、中野委員、田口委員、地元推進委員と見て参りました。

現地は_____の所。議案説明の通り、特に問題ないと伺っております。

6番ですが、諸戸委員、中野委員、田口委員、地元推進委員と見て参りました。場所は_____、議案説明の通り何ら問題はないと伺っております。

7番ですが、1月10日に諸戸委員、中野委員、田口委員、地元推進委員と見て参りました。現地は_____の所。これについても議案説明の通り問題ないと伺っております。以上です。

議 長 8番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。10日に前田委員と地元推進委員と現地で立ち会いしました。場所は_____の所です。上も下も田んぼのままです。問題ないということです。よろしくお願いします。

議 長 9番から14番まで前田委員お願いします。

前田委員 24番 前田です。1月10日に宮本委員と地元推進委員と事務局で確認しました。場所は_____ということで、事務局の説明通りでございます。

10番も_____の周辺で、宮本委員と、地元推進委員と現地確認しました。

高速道路と側道の間の荒廃地でした。資材置場に利用するそうで、議案説明の通りです。

11番から14番まで一括です。1月10日に守山会長と宮本委員、地元推進委員、事務局で現地確認いたしました。場所は_____の周辺です。その近くの水田は荒れておりまして、将来宅地にするとも聞いております。近くの山林も伐採して造成するとのことでした。材木の置き場ということで見てきましたが、どれが畑か分からなところでした。荒廃しておりますのでこの様な形で利用されるのは少し見やすくなります。中身は議案説明通りです。

9番から14番まで何ら問題ないと思います。

議長 15番から18番までお願いします。

中谷委員 16番 中谷です。15番、10日の日に守山会長、諸戸部会長、西森、地元推進委員と確認して参りました。場所は_____の西側にあたります。沼地というか湿地帯で、作物を作るのは不向きで、太陽光はしかたがないかなあと思います。その隣も太陽光がされております。確認の時にこの土地の下の地権者の叔父さんという方から水が来なくなると困る、と一言ありまして、後日その地権者に話を聞きましたら、3年経つと定年になるので、その時に何かつくりたいなと思っている。その話をおじさんがしてくれたんだらう、ということでした。業者さんと協議したところ、水路を作るのは大変なので、ポンプ代を払いますという答えで、話がつきました。

16, 17, 18番は同じ所です。

17, 18番は地元推進委員、白山総合支所と。16番は守山会長、諸戸部会長、本庁事務局と確認しました。渡人の家の直ぐ東側にありまして、その続きが当該地になります。昭和56年頃から_____の駐車場に貸しておりまして、所有者の息子さんが近くに住まわれるということで、所有権の整理を始めたようです。16番の土地も駐車場にということで所有権移転が決まったようです。問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 19番をお願いします。

結城委員 18番結城です。19から21番まで説明します。19番は地元推進委員と事務局とで現地を確認しました。周囲が山林で、現況の山林のままで管理して下さいよと指導をしてまいりました。

20番も地元推進委員と事務局とで現地を確認しました。荒廃させるより、太陽光にした方が良くだろうと譲り渡すことにしたとのこと。

21番は会長、部会長、地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。近隣に迷惑をかけることなく太陽光をやりたいということです。よろしくをお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第２号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第２号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	１８ページをお願いいたします。 議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号１、地区 高岡、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、 渡人 _____、申請地 一志町高野下出垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 ４０９㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に５年間の賃貸借権を設定し、申請地を駐車場用地とするものです。 借人は、申請地の隣地にて、_____を経営しており、その施設職員および送迎用車両の駐車場として６台分を確保し、利用するものです。 農地区分は、第１種農地ですが、_____は、社会福祉法に規定される児童福祉支援事業であり、公益性が高いと認められる事業として農地法施行規則第３７条第一号「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」により、第１種農地の転用を例外的に認める事業に該当し、また、その施設の職員や送迎用の駐車場は、農地法施行規則第３５条第６号および土地収用法第３号第３５号に規定される「その事業に欠くことのできない施設」として判断されるため、不許可の例外に該当するものと判断されます。 以上、件数は１件、合計面積は田で４０９㎡でございます。 いずれの案件につきましても農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
前田委員	２４番 前田です。１月１０日に宮本委員と、地元推進委員と事務局とで現場を確認しております。児童福祉施設の周辺を駐車場にすることで、何も問題が無いと思えますよろしく申し上げます。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思

ます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第4号 非農地証明願について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 19ページをお願いいたします。
議案第4号 非農地証明願について、でございます。
番号1、地区 川口、願出者 _____、申請地 白山町川口大廣_____
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 606㎡。
これにつきましては、平成31年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に平成8年に住宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 上多気、願出者 _____、申請地 美杉町上多気奥新田_____
_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 109㎡ 外7筆、合計面積 1,293.52㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（撮影年月日 平成2年4月30日）により、申請地に平成2年以前より道路および杉林として利用し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は1899.52㎡、このうち田が1,155.61㎡、畑が743.91㎡でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番お願いします。

中谷委員	16番 中谷です。10日に西森委員、地元推進委員と白山総合支所担当と現地を確認して参りました。場所は_____の地区です。所有権移転について仮登記のままであったので、相続を機に非農地証明願が出されたものです。問題ないかと思います。
議 長	2番お願いします。
結城委員	18番結城です。10日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。周囲は山、山、山で、山林でないところは国道368号線の一部道路に取られておるところ。変更された時期がどうにも分からんということです。事務局説明通りということで、よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することに決定したいと思います。
議 長	次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
議 長	事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で78,292㎡、畑の賃貸借で2,283㎡、契約件数は55件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で95,882㎡、畑の使用貸借で6,861㎡、契約件数は81件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で30,099㎡、畑の所有権移転で187㎡、契約件数は11件でございます。 美杉地区につきましては、田の使用貸借で2,649㎡、契約件数は1件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて206,922㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転で9,331㎡、合計

契約件数は１４８件、合計面積は２１６，２５３㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区２２件、一志地区で２８件、白山地区が６件で合計５６件、合計面積は１１６，３７３㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で３７．８％、面積で５３．８％となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

次に、３枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号９、ほか１１３件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この１１４件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました１１４件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長

_____委員 入室してください。

< 入 室 >

議 長

次に、整理番号１０４、ほか５件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この6件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました6件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 _____委員 入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第1回第2農地部会を閉会します。

午後3時00分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年1月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____